

## 学習院大学輔仁会卓球部卓桜会会則

### 第1条（名称）

本会は学習院大学輔仁会卓球部卓桜会（OBOG会）と称する。

### 第2条

本会は会員相互ならびに現役卓球部員との親睦を深め、併せて学習院大学輔仁会卓球部の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（事務局）

1. 本会の事務局は、東京都豊島区目白1丁目5番1号学習院大学輔仁会卓球部内におく。
2. 事務局の運営は役員がこれを行なう。

### 第4条（会員及び構成）

本会の会員ならびにその構成は次のとおりとする

- (1) 会 員…学習院大学輔仁会卓球部（旧制高校および女子短期大学を含む）の出身者
- (2) 名誉会員…学習院大学輔仁会卓球部の出身者以外のもので同部に対する貢献が顕著であり、且つ役員会の推薦を得たもの。

### 第5条（会費）

会費は運営細則により別途定めるものとする。

### 第6条（役員）

本会は名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、幹事長1名、副幹事長・幹事数名（会員である監督・コーチを含む）、会計・監査若干名をおく。また、顧問若干名をおくことができる。

### 第7条（役員を選任）

1. 前条役員（名誉会長・監督・コーチおよび顧問を除く）は総会において選出する。
2. 会計監査の中、1名は前任の会長が就任し、他の者は総会において選任する。
3. 顧問は役員会の推薦に基づき、総会において選任する。

### 第8条（役員の任期）

役員任期は1年とし重任を妨げない。また、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第9条（役員の仕事）

1. 名誉会長は公の行事などについて会長を補佐する。
2. 会長は本会を主宰する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 幹事長は幹事を代表し、会長の指示を受けて会の運営にあたる。
5. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
6. 幹事は幹事長の指示を受けて、会の円滑な運営を行う。
7. 会計監査は本会の会計の監査を行う。
8. 顧問は当会の相談役とする。

#### 第10条（役員会）

役員会は会長の招集または役員の過半数の要請により、随時開催できるものとする。

#### 第11条（役員会決議）

会長、副会長、幹事長、副幹事長および幹事は役員会を構成し、決議事項は出席役員の過半数をもって決する。尚、可否同数の場合は会長が決する。

#### 第12条（役員会会務）

本会は下記の事業を行う。

- (1) 各種会合の開催に関する事項。
- (2) 慶弔見舞金の贈呈に関する事項。
- (3) 会員名簿の作成に関する事項。
- (4) 会費の徴収に関する事項。
- (5) 予算および決算に関する事項。
- (6) 総会の開催に関する事項。
- (7) 監督・コーチの選任に関する事項。
- (8) その他

#### 第13条（総会）

定時総会は、原則として毎年6月にこれを開催し、臨時総会は役員会の決議および会員の過半数の要請により開催できるものとする。

#### 第14条（総会決議）

総会の決議は出席会員の過半数をもって下記の事項を決定する。

- (1) 役員および顧問の選任に関する事項。
- (2) 会則の変更に関する事項。
- (3) 予算および決算に関する事項。
- (4) その他当会の運営に関する重要な事項。

#### 第15条（経費）

本会の運営経費は年会費、寄付金およびその他の収入をもって賄う。

#### 第16条（会計年度および会計）

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1ヵ年とする。
2. 会計幹事は幹事の中から選出し、役員会の決定に基づいて会計全般を管理運営する。

#### 第17条（会則の変更）

本会則の変更については総会において、出席者の過半数の決議を要する。

#### 附則

第1条 本会則は平成20年6月14日より施行する。

第2条 本会則に関する詳細事項について、別途運営細則を設ける。

#### 改版履歴

令和1年6月22日 役員の数および役割の修正。